

# 令和5年度旭川市農業委員会10回総会議事録

- 1 開催日 令和6年2月26日(月曜日)
- 2 開催時間 午前11時00分開会 午前11時30分閉会
- 3 開催場所 旭川市総合庁舎7階 大会議室C
- 4 出席委員 21名  

1番・橋本 幸博	2番・北原 浩美	4番・吉田 豪人	5番・市田 敏行
8番・川上 和幸	9番・小出 範之	11番・湯浅 光二	12番・楠 栄
13番・請川 幹恭	14番・石尾 卓也	16番・柿木 和恵	17番・廣田 健太郎
18番・廣瀬 康行	19番・小竹 一茂	20番・山中 泰典	22番・佐藤 博則
23番・鈴木 剛	24番・高橋 一政	25番・前田 靖雄	26番・山田 孝
27番・滝川 岳雪			
- 5 欠席委員  

3番・松原 朗	6番・佐藤 絢也	7番・佐藤 慎二
10番・中島 張	15番・只石 博幸	
- 6 遅参委員 21番・千代 圭
- 7 事務局職員  

太田事務局長	小浜事務局次長	栗山副主幹
西村副主幹	正部川	川原
- 8 傍聴人 なし
- 9 議事録署名委員 18番・廣瀬 康行 19番・小竹 一茂
- 10 議事内容
  - (1) 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について
  - (2) 議案第2号 農業経営基盤強化促進法に基づく計画について
  - (3) 議案第3号 旭川農業振興地域整備計画について
  - (4) 議案第4号 現地目証明願について(審議)
  - (5) 報告第1号 あっせん候補者の登録について
  - (6) 報告第2号 旭川市農業委員会だよりの発行について
  - (7) 報告第3号 農地法第3条の3の規定による届出について
  - (8) 報告第4号 農地所有適格法人の報告について
  - (9) 報告第5号 農地法第18条の規定による通知について
  - (10) 報告第6号 現地目証明願について(専決)
  - (11) 報告第7号 農業者老齢年金裁定請求について

## 10 議事録本紙

- 議長（山田 孝） ただいまより、令和5年度旭川市農業委員会第10回総会を開会いたします。
- 本日の出席委員は21名でございます。農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定に基づき、在任する委員の過半数に達しておりますので、本会は成立いたしております。
- 欠席委員の詳細につきまして、事務局から報告いたします。
- 事務局（小浜 次長） 事務局  
御報告申し上げます。
- 本日の総会に議席番号3番松原委員、6番佐藤絢也委員、7番佐藤慎二委員、10番中島委員、15番只石委員から、欠席する旨の届出がございました。
- また、21番千代委員から、遅れて出席する旨の連絡がございました。以上でございます。
- 議長（山田 孝） それでは、本日の議事録署名委員を指名いたします。
- 議席番号18番廣瀬委員、19番小竹委員の両委員を指名いたしますので、よろしく願いいたします。
- また、議事についての発言の際は、議席番号を告げてから御発言願います。
- 
- 議長（山田 孝） それでは、議事に入ります。
- 日程第1議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」を上程いたします。事務局から説明いたします。
- 事務局（西村副主幹） 事務局。
- 日程第1議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」を御説明いたします。議案書の該当ページは1ページ及び2ページでございます。
- 御審議いただきますのは、所有権移転の5件で、地区の内訳は、東鷹栖地区1件、江神地区1件、東旭川地区3件となっております。
- 以上でございます。
- 議長（山田 孝） ただいま事務局から説明がありましたが、この議案の中で、旭川市農業委員会規則第12条の議事参与の制限に該当する案件がございますので、先に審議いたします。
- 番号4番につきましては、小竹委員に関係がありますので、一時退席をお願いいたします。

- 委員（小竹 一茂） （小竹委員 退席）
- 議長（山田 孝） それでは、事務局から説明いたします。
- 事務局（西村副主幹） 事務局。  
それでは、内容について御説明いたします。  
議案書の2ページ、番号4番につきましては、譲渡人が所有する全ての農地を譲受人へ売却し、譲受人が経営の安定を図る案件でございます。  
議案補足資料4ページの農地法第3条調査書のとおり、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしております。  
以上でございます。
- 議長（山田 孝） それでは、番号4番について審議願います。  
御意見、御質問ございませんか。
- 委員 （意見なし。）
- 議長（山田 孝） では、番号4番について「異議なし」と認め、許可することに決定いたします。
- 委員（千代 圭） （千代委員 入室、着席）
- 委員（小竹 一茂） （小竹委員 着席）
- 議長（山田 孝） 小竹委員が関係する案件について、決定いたしました。  
引き続き、他の案件について審議を求めます。事務局から説明いたします。
- 事務局（西村副主幹） 事務局。  
議事参与以外の案件について御説明いたします。  
番号1番につきましては、譲渡人が所有する農地を譲受人に売却し、譲受人が経営規模拡大を図る案件でございます。  
番号2番につきましては、譲渡人が所有する全ての農地を譲受人に売却し、譲受人が経営規模拡大を図る案件でございます。  
番号3番につきましては、譲受人が耕作地内の国有地の払い下げを受ける案件でございます。  
番号5番につきましては、譲渡人が所有する全ての農地を譲受人に売却し、譲受人が経営の安定を図る案件でございます。  
いずれも、議案補足資料1ページないし3ページ及び5ページの農地法第3条調査書のとおり、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしております。  
以上でございます。

- 議長（山田 孝） ただいまの事務局からの説明に関連して、担当地区委員からの補足説明を求めます。
- 委員（石尾 卓也） 14番・石尾 です。  
番号3番について補足説明します。  
本件は、道営基盤整備事業により、財務省所有の土地の農地となる一部が、占有者に売買されたものです。  
以上です。
- 議長（山田 孝） それでは、番号1番ないし3番及び5番について審議願います。  
御意見、御質問ございませんか。
- 委員 （意見なし。）
- 議長（山田 孝） なしということですので、議案第1号について「異議なし」と認め、許可することに決定いたします。
- 
- 議長（山田 孝） 続きまして、日程第2議案第2号「農業経営基盤強化促進法に基づく計画について」を上程いたします。  
事務局から説明いたします。
- 事務局（川原主任） 事務局。  
日程第2議案第2号「農業経営基盤強化促進法に基づく計画について」を御説明いたします。議案書の該当ページは3ページないし25ページでございます。  
所有権移転の2件は、東鷹栖地区1件、永山地区1件、利用権設定の41件は、東鷹栖地区17件、永山地区2件、江神地区1件、西神楽地区8件、東旭川地区13件、合計は43件となっております。  
面積は、所有権移転が7.9ha、利用権設定が133.7ha、合計が141.6haでございます。  
以上でございます。
- 議長（山田 孝） ただいま事務局から説明がありましたが、この議案の中で、旭川市農業委員会規則第12条の議事参与の制限がある案件がございますので、先に審議いたします。  
利用権設定の番号18番につきましては、廣瀬委員に関係がありますので、一時退席をお願いします。
- 委員（廣瀬 康行） （廣瀬委員 退席）

- 議長（山田 孝）                   では、説明をお願いします。
- 事務局（川原主任）               事務局。  
議案書の15ページ、利用権設定の番号18番は、借主を変更する案件で  
ございます。  
以上でございます。
- 議長（山田 孝）                   それでは、利用権設定の番号18番について審議願います。  
御意見、御質問ございませんか。
- 委員                               （意見なし。）
- 議長（山田 孝）                   それでは、利用権設定の番号18番について異議なしと認め、計画を決定  
いたします。
- 委員（廣瀬 康行）               （廣瀬委員 着席）
- 議長（山田 孝）                   廣瀬委員が関係する案件について、決定をいたしました。  
続きまして、利用権設定の番号27番ないし36番につきましては、請川  
委員に関係がありますので、一時退席をお願いします。
- 委員（請川 幹恭）               （請川委員 退席）
- 議長（山田 孝）                   では、説明をお願いします。
- 事務局（川原主任）               事務局。  
議案書の20ページないし22ページ、利用権設定の番号27番ないし  
30番及び32番ないし36番は、期間満了による再設定、番号31番は稼  
働力不足を理由とした新規案件でございます。  
以上でございます。
- 議長（山田 孝）                   それでは、利用権設定の番号27番ないし36番について審議願います。  
御意見、御質問ございませんか。
- 委員                               （意見なし。）
- 議長（山田 孝）                   それでは、利用権設定の番号27番ないし36番について異議なしと認め、  
計画を決定いたします。
- 委員（請川 幹恭）               （請川委員 着席）

- 議長（山田 孝） 請川委員が関係する案件について、決定をいたしました。  
引き続き、他の案件について審議を求めます。  
事務局から説明いたします。
- 事務局（川原主任） 事務局。  
所有権移転の2件は農地移動適正化あっせん事業による売買、利用権設定の内、議事参与制限に該当する11件を除いた30件は、期間満了による再設定が10件、解約再設定が1件、借主変更が8件、農地保有合理化事業による貸付が1件、稼働力不足等を理由とした新規案件が10件となっております。  
以上でございます。
- 議長（山田 孝） それでは、議案第2号について審議願います。  
御意見、御質問はございませんか。
- 委員 （意見なし。）
- 議長（山田 孝） それでは、議案第2号について「異議なし」と認め、計画を決定いたします。
- 
- 議長（山田 孝） 続きまして、日程第3議案第3号「旭川農業振興地域整備計画について」を上程いたします。  
事務局から説明いたします。
- 事務局（西村副主幹） 事務局。  
日程第3議案第3号「旭川農業振興地域整備計画について」を御説明いたします。議案書の該当ページは27ページないし35ページ、補足資料の該当ページは7ページないし47ページでございます。  
市町村が行う農業振興地域整備計画の変更につきましては、農業委員会が市町村整備計画の推進における農地の流動化や農地の利用関係の調整等に重要な役割を担っていることから、農業振興地域の整備に関する施行規則第3条の2の規定に基づいて、旭川市長から意見を求められているものでございます。  
今回の農業振興地域整備計画の変更につきましては、旭川農業振興地域整備計画の見直しに伴う変更であり、農用地利用計画につきまして農用地区域への編入が7件、農用地区域からの除外が1件、合計8件の変更案となっております。  
以上でございます。
- 議長（山田 孝） ただいま事務局から説明がありましたが、この議案の中で、農業委員会規則第12条の議事参与の制限に該当する案件が2件ございますので、先に審

議いたします。

編入の番号7番につきましては、北原委員に関係がありますので、一時退席をお願いします。

○委員（北原 浩美） （北原委員 退席）

○議長（山田 孝） では、事務局から説明願います。

○事務局（西村副主幹） 事務局。

議案書の30ページないし35ページ、補足資料の21ページないし45ページ、編入の番号7番は、令和8年度から令和17年度まで予定している国営かんがい排水事業によるダムの改修及び用水路の更新整備を行うため編入となる案件でございます。

以上でございます。

○議長（山田 孝） それでは、編入の番号7番について審議願います。  
御意見、御質問ございませんか。

○委員 （意見なし。）

○議長（山田 孝） それでは、編入の番号7番について「意見なし」と認め、旭川市長に回答することに決定をいたします。

○委員（北原 浩美） （北原委員 着席）

○議長（山田 孝） 北原委員が関係する案件について、決定をいたしました。  
続きまして除外の番号8番につきましては、廣瀬委員に関係がありますので、一時退席をお願いします。

○委員（廣瀬 康行） （廣瀬委員 退席）

○議長（山田 孝） では、事務局から説明願います。

○事務局（西村副主幹） 事務局。

議案書の35ページ、補足資料の46及び47ページ、除外の番号8番は、農地への携帯電話通信用アンテナの設置であり農地転用に当たりますが、認定電気通信事業者の行う中継施設等の設置については、転用許可が不要であるため、総会での審議は行っておりません。

ただし、北海道の通知に基づき、北海道との調整を要することから、令和5年11月27日付で設置事業者から受けた届出書を北海道に提出しました。

以上でございます。

- 議長（山田 孝）                   では、除外の番号8番について審議願います。  
御意見、御質問ございませんか。
- 委員                                   （意見なし。）
- 議長（山田 孝）                   では、除外の番号8番について「意見なし」と認め、旭川市長に回答することに決定をいたします。
- 委員（廣瀬 康行）               （廣瀬委員 着席）
- 議長（山田 孝）                   廣瀬委員が関係する案件について、決定をいたしました。  
引き続き、他の案件について審議を求めます。  
事務局から説明いたします。
- 事務局（西村副主幹）           事務局。  
番号1番ないし番号5番につきましては、今後、農地移動適正化あつせん事業による売買が見込まれていることから、農用地区域への編入となる案件でございます。  
番号6番につきましては、農地整備事業（中山間地域型）による区画整理を行うため編入となる案件でございます。  
以上でございます。
- 議長（山田 孝）                   それでは、番号1番ないし6番について審議願います。  
御意見、御質問はございませんか。
- 委員                                   （意見なし。）
- 議長（山田 孝）                   それでは、番号1番ないし6番について「意見なし」と認め、計画の変更案が妥当である旨を旭川市長に回答することに決定をいたします。
- 
- 議長（山田 孝）                   続きますで、日程第4議案第4号「現地目証明願について（審議）」を上程いたします。  
事務局から説明いたします。
- 事務局（稲場主査）               事務局。  
日程第4議案第4号「現地目証明願について（審議）」を御説明いたします。議案書の該当ページは37ページでございます。  
江神地区で1件、西神楽地区で1件、合計で2件の願出がありました。  
願出地の所在地区を担当する調査委員による現地調査の結果、現況は願出のとおり農採地以外であることを確認いたしました。  
以上でございます。



- 議長（山田 孝） それでは、議案第4号について審議願います。  
御意見、御質問はございませんか。
- 委員 （意見なし。）
- 議長（山田 孝） それでは、議案第4号について「異議なし」と認め、議案のとおりとし、  
証明することに決定いたします。

---

○議長（山田 孝） 引き続き、報告案件について進めてまいります。  
日程第5報告第1号「あっせん候補者の登録について」ですが、これにつ  
きましては、既に専決処理をしたものでありますので報告いたします。  
事務局から説明いたします。

○事務局（西村副主幹） 事務局。  
日程第5報告第1号「あっせん候補者の登録について」を御説明いたしま  
す。議案書の該当ページは39ページでございます。  
本件につきましては、東鷹栖地区で1件、永山地区で2件の申出があり、  
議案にあります名簿登録年月日の日付で登録を行いました。  
これらにつきまして、旭川市農業委員会会長専決規程第2条に基づき、会  
長専決処理いたしましたので御報告いたします。  
以上でございます。

○議長（山田 孝） ただいま事務局から説明がありましたが、御意見、御質問はございませ  
んか。

○委員 （意見なし。）

○議長（山田 孝） それでは、報告第1号を終わります。

---

○議長（山田 孝） 次に、日程第6報告第2号「旭川市農業委員会だよりの発行について」を  
報告いたします。  
事務局から説明いたします。

○事務局（正部川主任） 事務局。  
日程第6報告第2号「旭川市農業委員会だよりの発行について」を御説明  
いたします。議案書の該当ページは41ページでございます。  
農業者への情報提供と農業委員会活動の周知を目的に年に1回発行して  
いる、旭川市農業委員会だより第98号が、4回の編集委員会を経てお手元  
に配付のとおり完成いたしました。  
3,000部発行し、市内4農協の組合員や関係機関に配布するほか、支

所等の市有施設に設置します。

これらにつきまして、旭川市農業委員会会長専決規程第2条第1項第11号に基づき、会長専決処理いたしましたので御報告いたします。

以上でございます。

○議長（山田 孝） ただいま事務局から説明がありましたが、御意見、御質問はございませんか。

○委員 (意見なし。)

○議長（山田 孝） それでは、報告第2号を終わります。

---

○議長（山田 孝） 次に、日程第7報告第3号「農地法第3条の3の規定による届出について」を報告いたします。

事務局から説明いたします。

○事務局（西村副主幹） 事務局。

日程第7報告第3号「農地法第3条の3の規定による届出について」を御説明いたします。

議案書の該当ページは43ページないし52ページでございます。

本件につきましては、報告対象期間中に18件の届出があり、届出の内容は、全件が相続による所有権の移転でございました。

なお、地区ごとの内訳につきましては、東鷹栖地区2件、永山地区2件、江神地区2件、西神楽地区1件、東旭川地区11件となっております。

これらにつきましては、旭川市農業委員会事務局規程第6条第1項第2号に基づき、事務局長専決処理いたしましたので御報告いたします。

以上でございます。

○議長（山田 孝） ただいま事務局から説明がありましたが、御意見、御質問はございませんか。

○委員 (意見なし。)

○議長（山田 孝） それでは、報告第3号を終わります。

---

○議長（山田 孝） 次に、日程第8報告第4号「農地所有適格法人の報告について」を報告いたします。

事務局から説明いたします。

○事務局（稲場主査） 事務局。  
日程第8報告第4号「農地所有適格法人の報告について」を御説明いたします。議案書の該当ページは53ページ、補足資料の該当ページは49ページないし56ページでございます。  
本件につきましては、報告対象の期間中に8の法人から報告書の提出がありました。  
これらの法人につきましては、補足資料の「農地所有適格法人要件確認書」のとおり、農地所有適格法人としての要件を満たしていることを確認いたしました。  
以上でございます。

○議長（山田 孝） ただいま事務局から説明がありましたが、御意見、御質問はございませんか。

○委員 (意見なし。)

○議長（山田 孝） それでは、報告第4号を終わります。

---

○議長（山田 孝） 次に、日程第9報告第5号「農地法第18条の規定による通知について」を報告いたします。  
事務局から説明いたします。

○事務局（稲場主査） 事務局。  
日程第9報告第5号「農地法第18条の規定による通知について」を御説明いたします。議案書の該当ページは55ページないし59ページでございます。  
本件につきましては、農地の賃貸借に係る合意解約の通知が、東鷹栖地区で4件、永山地区で1件、西神楽地区で2件、東旭川地区で1件、合計で8件ございました。  
これらにつきまして、旭川市農業委員会事務局規程第6条第1項第2号に基づき、事務局長専決処理いたしましたので御報告いたします。  
以上でございます。

○議長（山田 孝） ただいま事務局から説明がありましたが、御意見、御質問はございませんか。

○委員 (意見なし。)

○議長（山田 孝） それでは、報告第5号を終わります。

---

○議長（山田 孝） 次に、日程第10報告第6号「現地目証明願について（専決）」を報告いたします。

事務局から説明いたします。

○事務局（西村副主幹） 事務局。

日程第10報告第6号「現地目証明願について（専決）」を御説明いたします。議案書の該当ページは61ページでございます。

本件は、報告対象の期間中に、市街化区域内の土地における現地目証明の願出が3件あり、事務局で確認しましたところ、現況は全て農地・採草放牧地以外でありました。

これらにつきまして、旭川市農業委員会事務局規程第6条第1項第3号及び現地目証明事務処理要領第12条に基づき、事務局長専決により証明書を発行したことを御報告いたします。

以上でございます。

○議長（山田 孝） ただいま事務局から説明がありましたが、御意見、御質問はございませんか。

○委員 （意見なし。）

○議長（山田 孝） それでは、報告第6号を終わります。

---

○議長（山田 孝） 次に、日程第11報告第7号「農業者老齢年金裁定請求について」を報告いたします。

事務局から説明いたします。

○事務局（西村副主幹） 事務局。

日程第11報告第7号「農業者老齢年金裁定請求について」を御説明いたします。議案書の該当ページは63ページでございます。

本件につきましては、報告対象の期間中に、旧制度の老齢年金請求が3件、新制度の老齢年金裁定請求が2件、合わせて5件の裁定請求がありました。

請求内容が適正なことを確認しましたので、旭川市農業委員会事務局規程第6条第1項第4号により、事務局長専決処理にて請求書を独立行政法人農業者年金基金へ送付したことを御報告いたします。

以上でございます。

○議長（山田 孝） 御意見、御質問はございませんか。

○委員 （意見なし。）

---

○議長（山田 孝）

それでは、報告第7号を終わります。

以上で、本日の提出案件審議は全て終了いたしました。

これをもちまして、令和5年度旭川市農業委員会第10回総会を閉会いたします。